

## 岩出市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 岩出市は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、岩出市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から岩出市に移住（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）した者が、移住支援金の支給の要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、当該移住支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

### (対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たすものとする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

。以下同じ。)をしていたこと(ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職したものについては、修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。(イ)において同じ。)

(イ) 移住直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 和歌山県において移住支援事業の詳細が公表された日(以下「令和元年7月1日」という。)以降に移住したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 岩出市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) 申請者(第2条の世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、和歌山県及び岩出市が認める場合を除く。

(エ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

### (2) 就業に関する要件

#### ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が和歌山県内に所在すること。

(イ) 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として和歌山県マッチング支援事業における県就活支援サイトに掲載している求人であること。

- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 就業先に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### イ 専門人材の場合

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が和歌山県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用計画に基づいて就業していること。
- (ウ) 就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

#### (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での事業を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されてないこと。

#### (4) 本市認定関係人口に関する要件

本市又は本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すると本市が認めるもの(以下「本市認定関係人口」という。)であること。

- ア 移住時の年齢が50歳未満であること。
- イ 本市へ移住する前年度又は前々年度に本市に対してふるさと納税をし

たことがあること。

ウ 本市へ移住する日より前に移住又は就農等の相談のため本市に来たことがあること。

エ 農林水産業に就業する者であること。

(5) 起業に関する要件

1年以内に和歌山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）、本市認定関係人口であることを証明できる書類の写し及び本人確認書類に加え、前条の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、適当と認められた場合は、岩出市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当とされた場合は、岩出市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、岩出市移住支援金交付請求書（様式第5号）により請求するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求

めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その者に対し、岩出市移住支援金返還請求書(様式第6号)により当該移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等はやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の就業に関する要件を満たさず職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した後、市から転出した場合

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、和歌山県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、こ

れを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩出市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降の移住者について適用し、令和4年3月31日以前の移住者においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩出市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の移住者について適用し、令和5年3月31日以前の移住者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年7月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩出市移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の移住者について適用し、令和6年3月31日以前の移住者においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩出市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の移住者について適用し、令和7年3月31日以前の移住者においては、なお従前の例による。